

介護労働者雇用管理改善等の関連施策について

(平成20年度)

1 介護労働者の雇用管理の改善等

(1) 雇用管理の改善のための相談援助事業(4.9億円)

- ① 介護労働安定センターの支部に介護労働サービスインストラクターを配置し、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、雇用管理コンサルタントによる専門的な相談援助を行う。また雇用管理者講習等を実施。
- ② 介護労働安定センターが行う介護労働者の実態調査。
- ③ 介護労働安定センターの各支部において、医師等専門家に委嘱し、感染症・腰痛対策やメンタルヘルス対策などの健康確保に関する相談を実施。
- ④ 介護労働者雇用管理改善共同開発モデル事業の実施(新規)。
介護労働安定センターと複数の中小零細介護事業所の集合体(ユニット)が共同して雇用管理改善の手法等を開発し、モデル事業として実施。(実施箇所 東京、愛知、大阪)

(2) 人材確保等支援助成金

① 介護基盤人材確保助成金(2.6億円)

認定介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、特定労働者(訪問介護員1級等の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者等。上限3名まで。)を新たに雇い入れた場合、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成する(上限70万円)。

※ 平成19年度より、特定労働者雇入れ1年後の定着率を加味する等、支給要件を変更。

② 介護雇用管理助成金(1.6億円)

認定介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、採用などの人的管理、就業規則・賃金規程などの諸規定整備、健康診断、教育訓練などの雇用管理改善のための事業を実施した場合、その費用の一部を助成する。

2 介護労働者の能力の開発及び向上

(1) 介護労働安定センターにおける教育訓練の実施

(2) 公共職業能力開発施設及び民間の委託施設における職業訓練の実施等

3 介護分野における労働力需給調整機能の整備、強化

(1) 公共職業安定所による労働力需給調整機能の強化

福祉重点ハローワークで、福祉関係業務に係る職業紹介、福祉関係就職面接会等を実施。